

第85回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時：令和4年11月1日

開会 午後2時00分

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから、第85回大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催したいと思います。委員の皆様方には、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます経済戦略局産業振興課担当係長の児島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、1点目が「次第」、2点目が「配席図」、3点目が「委員名簿」、4点目が「軽微な変更に係る手続きの状況」、5点目が、スクリーンに投映いたします説明資料が2種類、「届出編」と「報告編」となっております。6点目が、「（仮称）ラ・ムー生野巽西店の新設の届出に対する住民意見等の意見書の概要」、7点目が「（仮称）ラ・ムー生野巽西店の意見書に対する回答書」、8点目が「ニトリ阿倍野店の新設の届出に対する住民意見等の意見書の概要」、9点目が「ニトリ阿倍野店の意見書に対する回答書」、以上が配付資料となっております。不足等はございませんでしょうか。

加えまして、傍聴の方には、「傍聴の際の注意事項」と「大規模小売店舗出店のルール」を配付させていただいております。傍聴の皆様には、先にお配りしております注意事項に従い、円滑な審議会の運営に御協力くださいますようお願い申し上げます。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。

それでは、本日、ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

会長、会長代行に続きまして、時計回りにお名前のみご紹介申し上げます。

会長の向山委員でございます。

○向山会長 よろしく申し上げます。

○事務局 会長代行の川口委員でございます。

○川口委員 よろしく申し上げます。

○事務局 上田委員でございます。

○上田委員 よろしく申し上げます。

○事務局 北野委員でございます。

○北野委員 よろしく申し上げます。

○事務局 西堀委員でございます。

○西堀委員 よろしく申し上げます。

○事務局 山根委員でございます。

○山根委員 よろしく申し上げます。

○事務局 本日は、6名の委員の皆様がご出席です。菅原委員におかれましては、ご都合によりご欠席となっております。

本審議会の委員数は7名でございますが、現時点で6名のご出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

ます。

また、本市側ですが、経済戦略局及び大店立地法関係所属の担当者も出席しておりますが、配席表に記載させていただいておりますので、紹介につきましては省略させていただきます。これからの議事進行につきましては、本審議会規則第4条第2項により、議事進行を会長にお願いいたします。

向山会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○向山会長　それでは早速ですけれども、本日の審議に入りたいと思います。

本日の審議案件は、新設届出4件、報告事項1件になっております。

なお、今日の議事の進行の方法といたしまして、2件ずつの審議をしたいと思っておりますので、まず初めに、議事1と2の説明を事務局からいただきまして、その後にご意見等を頂戴し判断をします。それに引き続いて、議事3と4についてまた説明をいただき、意見をいただくという形で進めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、最初の審議案件でございます議事1「(仮称)ラ・ムー生野巽西店」の新設並びに議事2「(仮称)大阪中央突堤臨港計画」の新設に関する届出内容等について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局　まず、「(仮称)ラ・ムー生野巽西店」の新設についてご説明いたします。

本件は、Osaka Metro千日前線南巽駅から550メートルの生野区巽南三丁目に新設するとして届出があったものです。周辺地図はご覧のとおりとなっております。

設置者・施設等の概要ですが、店舗面積は2,017平方メートル、設置者及び小売業者は大黒天物産株式会社となっております。販売する物品は主に食料品・生活雑貨等、用途地域は第一種住居地域、建物構造は鉄骨造、地上1階建て、令和4年3月28日に届出があり、新設予定日は令和4年11月29日となります。

次に、周辺の状況といたしまして、まず、計画地の南西側から撮影した写真です。

続きまして、北側道路を西向きに撮影したものです。

続きまして、北側道路を東向きに撮影したものです。

続きまして、南側道路を西向きに撮影したものです。

続きまして、南側道路を東向きに撮影したものです。

次に、1階平面図ですが、駐車場、駐輪場、荷さばき、廃棄物等保管施設の場所をお示ししております。駐車場は全体収容台数122台、うち届出台数は66台となります。自動二輪車駐車場は2台となり、駐輪場は100台、そのうち5台分が原動機付自転車となります。荷さばき施設は84平方メートルを設置、廃棄物等保管施設は合計17.4立方メートルを設置します。

次のページは、今ご説明させていただきました各施設を一覧表としております。

次に、施設の運営方法についてですが、小売業者の開閉店時刻及び駐車場の利用時間帯はともに24時間。駐車場の出入口の数及び位置は敷地の南側にそれぞれ1か所となっており、荷さばき施設の使用時間帯は6時から21時までとなっております。

次に、駐車場・搬入出車両入口付近の写真ですが、建物南側道路から北向きに撮影したもので、左折インとなります。

次に、駐車場・搬入出車両出口付近の写真ですが、建物南側道路から北向きに撮影したも

ので、左折アウトとなります。

次に、店舗面積について、小売店舗面積は2,017平方メートルとなっております。

続きまして、必要駐車台数についてですが、指針による小売店舗の必要駐車台数は66台となります。

指針値66台に対して届出台数は66台となり、指針値を満たしております。

続きまして、来退店車両経路はご覧のとおりです。全ての地点において開店後の交差点需要率は全て基準の0.9を下回っています。

続いて、騒音関係ですが、騒音発生源となる設備の稼働時間については、空調用室外機、冷凍用室外機、換気ファンが24時間稼働しております。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定はそれぞれ店舗周囲9地点に予測地点を設置しており、各地点の周辺写真が19ページから22ページとなっております。

次に、各予測地点の昼間の等価騒音レベルの予測結果と、次のページが、夜間の等価騒音レベルの予測結果となっており、ともに環境基準を満たしております。

また、夜間の騒音レベルの最大値の予測結果も、規制基準を満たす結果となっております。廃棄物の保管容量について、17.4立方メートルとなっており、指針値9.6立方メートルに対して容量を満たしています。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況ですが、令和4年4月15日から令和4年8月15日までの4か月間行いましたところ、1件の意見書の提出がありました。

お手元の「(仮称)ラ・ムー生野巽西店」の新設の届出に対する住民等意見書の概要をご覧ください。

ご意見は、「車両の出入り口となる建設地南側道路は、道路幅員が狭い生活道路、通学路であり、道路一帯において日常生活上の一時的な駐停車、事業者の荷さばき等のため駐停車が多く、日中は恒常的に車線が塞がれた状態である。

今後の工事車両の通行及び開店以降の利用者車両の通行において、事故や慢性的な渋滞が発生すると、日常生活に支障をきたす。誘導員を配置することのだが、停車車両が発生した場合、入庫待ちをさせず流すか、事前に幅員の広い場所で待機させなければ、車両出入り口の前でいくら誘導しても解消できないだろう。

また、南側道路の西には事故が多発する交差点がある。説明会において、公道上において権原なく特段な措置は取れず、また、誘導員の配置は繁忙時に限られるとの回答であったが、実際にはどの程度なのか(時期、時間帯、人数など)が不明で、不安を感じる。

工事車両の通行、建設工事における騒音や振動について、どのような配慮や対策をされるかについても、説明が不十分に感じた。また、被害が生じた場合にどの程度補償がなされるかについても説明はない。開店日以降の騒音についても不安を感じている。駐車台数は66台だが、24時間営業であることや、ラ・ムー東大阪店やその他の近隣状況を見ると、繁忙時に対応できる台数ではないと考える。従業員用駐車スペースを開放するにしても、当日すぐに解消できるとは思えない。有料駐車場にゲートを設ける点は、違法に駐車され、たまり場となる懸念は減るが、出入庫において時間を要することから、入庫待ち車両が南側道路に滞留し、クラクションやエンジン音が鳴り響く状態が常態化することが容易に想像できる。

特に夜間において、車両ではなく、自転車や徒歩で集まり、騒ぎ立てる者が現れることも十分にあり得る。夜間の人員はパート社員のみで、統括のエリアマネージャーが近隣店舗を巡回する体制とのことだが、どの程度の頻度で巡回しているか、問題が発生した段階でスムーズに対応できるか、パート社員から警察等に通報してもらえるか、単に注意するだけかについて、明確な対応方法や当方からの連絡方法などを明示してもらいたい。

現在、地域一帯の路面補修工事が進行しており、長年悪化していた路面が補修されると安堵していたが、本件の建設工事に伴う大型車両の通行により、路面がすぐに悪化しないか危惧している。建設工事後、路面が悪化した場合、改修工事がなされるかについて、事前に示していただきたい。

上記のほか、諸々の心配、懸念もある。今後の日常生活に大変不安を感じているため、審議会において本意見書の内容も斟酌し、適切な対応をとっていただきたい。」というものであり、この意見に対する設置者側の回答といたしまして、「入庫待ち車両の発生など、交通対策については、オープン時や繁忙時には交通整理員を配置し、スムーズな入庫に努めます。オープン時は、遊撃隊と呼ばれる整理員を準備し、状況に応じて近隣の交差点等にも配置することを検討しています。なお、交通整理員の人数については、オープンから2週間程度で3名から8名、繁忙時で2名程度の配置を計画しています。駐車待ちスペースとして、入庫ゲートまでの距離を約15メートル、車の台数にして約3台分確保します。オープン時などの混雑時は入庫ゲートを開放し、来店客車両の吸い込みをスムーズにします。オープン時や繁忙時には、従業員用駐車スペース56台を開放し、満車による入庫待ち車両が発生しないように配慮します。なお、本店舗のパートやアルバイト等の募集状況を見ると、従業員用駐車場の利用は10台程度になる見込みです。よって、その他の駐車マスはお客さま用として開放することが可能です。開業後は、周辺状況（南側道路の西側交差点を含む）を注視します。状況によっては関係機関と協議の上、対策を検討します。

夜間営業の対策について、若者の蟻集などですが、これについては、駐車場にも24時間撮影の防犯カメラを設置します。定期的に従業員等による巡回を行います。24時間営業であることから、深夜でも従業員等（パート、アルバイト含む）が常駐しており、何かあれば直ぐに駆けつけ、警察等へ通報することが可能です。店長を中心とした緊急連絡体制を構築します。

工事対策についてですが、工事内容については、事前に地元自治会や近隣の方々には個別訪問にてご説明さしあげました。工事の着工前には、近隣住民の家屋調査を実施しており、工事の影響により建物に被害が生じた場合は、修繕・改修などの補償をさせていただきます。工事車両の影響で、周辺の市道の路面が悪化した場合には、関係行政と相談のうえ、修繕等を行います。」との回答を得ています。

最後に、29ページですが、本市意見案の検討状況についてご説明いたします。

本市関係所属等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など、交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案といたしまして、

- ① 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。
- ② 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。
- ③ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。
- ④ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施に当たっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。また、深夜営業に関しては、周辺の生活環境の悪化防止等に十分配慮すること。

の4つの付帯意見の取りまとめを行っているところでございます。

続きまして、「(仮称)大阪中央突堤臨港計画」の新設についてご説明いたします。

本件は、Osaka Metro中央線大阪港駅から600メートルの港区海岸通一丁目に新設するとして届出があったものです。周辺地図はご覧のとおりとなっております。

設置者・施設等の概要ですが、店舗面積は2,425平方メートル、設置者は合同会社デカンショパワー、小売業者は株式会社モトーレン阪神ほか1者となっております。販売する物品は主に乗用車、自動車関係用品等、用途地域は準工業地域、建物構造は鉄骨造、地上1階建て、令和4年3月31日に届出があり、新設予定日は令和4年12月1日となります。

次に、周辺状況といたしまして、まず、計画地の南東側から撮影した写真です。

続きまして、東側道路を南向きに撮影したものです。

続きまして、東側道路を北向きに撮影したものです。

次に、1階平面図ですが、駐車場、荷さばき、廃棄物等保管施設の場所をお示ししております。駐車場は8台を確保します。荷さばき施設は、36平方メートルを設置。廃棄物等保管施設は23.5立方メートルを設置します。

次のページは、今ご説明させていただきました各施設を一覧表としております。

次に、施設の運営方法についてですが、小売業者の開閉店時刻は9時から20時まで。駐車場の利用時間帯は8時30分から20時30分まで。駐車場の出入口の数及び位置は、敷地東側に出入口1か所となっており、荷さばき施設の使用時間帯は6時から21時までとなっております。

次に、駐車場・搬出入車両の出入口付近の写真ですが、建物東側道路から西向きに撮影したもので、左折イン、右折アウトとなります。

次に、店舗面積については、小売店舗面積は2,425平方メートルとなっております。併設施設の面積は730平方メートルとなっております。

続きまして、必要駐車台数についてですが、指針による小売店舗の必要駐車台数は82台。併設施設の必要駐車台数は8台となっており、建物全体の必要駐車台数は90台となります。ただし、建物全体の駐車台数は16台となっており、その算出に当たっては、類似既存店舗の実績を使用しております。

まず、小売業者の既存店舗のうち、計画店舗と営業形態に類似性が認められる4店舗を選定しました。次に、その4店舗の令和2年4月1日から令和3年3月31日の来客数調査を実施しましたところ、六甲アイランド店が最も年間利用者数が多く、その年間最繁忙日であった令和3年3月21日日曜日の、ピーク1時間の利用台数であった4台を算出し、安全サイドとして1時間ではなく、2時間分を確保した8台の届出台数としております。既存類似店舗実績による必要台数8台と、併設施設の必要台数8台を合計して16台を必要駐車台数として、それを満たしております。

続きまして、来退店車両経路はご覧のとおりです。地点において、開店後の交差点需要率は基準の0.9を下回っております。

続いて、騒音関係ですが、騒音発生源となる設備の稼働時間については、空調用室外機と排気口が8時30分から20時30分まで稼働しております。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設置はそれぞれ店舗周囲2地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真が19ページ、20ページとなっております。

次に、各予測地点の昼間の等価騒音レベルの予測結果は、環境基準を満たしております。

廃棄物の保管容量について、23.5立方メートルとなっております、指針値11.35立方メートルに対して容量を満たしております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況ですが、令和4年4月15日から令和4年8月15日までの4か月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

本市意見案の検討状況についてご説明いたします。

本市関係所属等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案といたしまして、先ほどの案件であった①から③と同様の3つの付帯意見の取りまとめを行っているところでございます。

以上、「(仮称)ラ・ムー生野巽西店」及び「(仮称)大阪中央突堤臨港計画」の説明とさせていただきます。

皆様からのご意見、ご質問を頂戴するに先立って、本日、ご欠席の菅原委員より事前に頂戴したご質問と回答を紹介させていただきます。

「(仮称)ラ・ムー生野巽西店」に係るご質問といたしまして、騒音予測報告書14ページ、『「夜間において発生する騒音の発生源との騒音レベルの最大値の予測結果」で、規制基準と予測値が一致している箇所、CとDがあります。夜間は特に騒音にセンシティブになる方が多く、新品の換気ファンでぎりぎり基準を満たしているということなので、機器の維持管理等に十分お気をつけいただければと思います。』とご意見を頂戴いたしました。

回答といたしまして、「同値の場合は従来より「事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい」と付帯意見を述べることであり、本案件についても同様の付帯意見を述べてまいります。」とお答えさせていただきました。

また、2つ目といたしまして、「(仮称)大阪中央突堤臨港計画」に係るご質問として、

「夜間の騒音源なしとのことですが、換気扇等の24時間稼働する設備はないのでしょうか。なければ問題ないかと存じます。」というご意見を頂戴いたしました。

回答といたしまして、「騒音発生源となる施設設備といたしましては、空調機室外機と排気口がございますが、どちらも稼働時間は8時30分から20時30分であるため、夜間（環境基準の場合は22時から6時、敷地境界の規制基準の場合は21時から翌朝6時）の騒音源はなしとなっております。」とお答えさせていただきました。

以上、議事1、2となります。よろしく申し上げます。

○向山会長　　どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明を踏まえまして、委員の皆様方からご意見等頂戴したいと思っておりますが、議論を円滑にするためには、まずは議事1に関するご意見等を頂戴し、その後にもう一方の案件について話を進めたいと思っております。

それでは、最初の案件に関しまして、委員の皆様方からご意見等を頂戴したいと思っております。よろしく願いいたします。

○西堀委員　　よろしいでしょうか。

○向山会長　　どうぞ。

○西堀委員　　来店経路、退店経路について、事前にも質問させていただき、回答もいただいているところですが、私自身、現地を見たわけではなくて、Googleの地図で確認しただけなんですけど、経路上にかなり駐車車両があるんですね。道路が十分に機能してなさそうな雰囲気を読み取れました。それについてちょっと懸念をしておるんですが、付帯意見として、③番、「交通安全の確保に努めるとともに」ということが書かれているんですが、この「交通安全の確保」というのはどの範囲を示すのかをちょっと確認したいんですが、事前に質問させていただいた回答には、店舗前面の南側の中間の歩道整備などについては書かれているんですけども、むしろ心配なのは来退店経路の部分でございますので、この付帯意見に書かれている「交通安全の確保」というのが、来退店経路も含むのかどうかということについて確認をしたいと思っております。お願いします。

○事務局　　こちらの店舗につきましては、やはり出入口の正面の道路が狭いというところで、設置者のほうからは事前に近隣の住民の方ですとか、町会、小学校、中学校等に個別に説明を回っていただいております。来退店経路につきましては、チラシ等でルートのご案内ですとか、繁忙時につきましては、交通整理員の配置ですとか、オープン時には敷地外の主要な場所に誘導員を配置しまして、プラカードなどを掲示して誘導するというのを計画されております。また、来退店経路につきましては制限速度が30キロとなっておりますので、駐車禁止区域ということもございますので、一定の規制はあるとは思っておりますけれども、オープン後に交通上で何か課題・問題がありましたら、関係機関のほうに相談するという事で設置者からも聞いてはおります。以上でございます。

○西堀委員　　ありがとうございます。

ということは、来退店経路に何か不都合、問題がもしも発生した場合は対応いただくことはできるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○事務局　　はい。その都度、対応するという事で聞いております。

○西堀委員 はい、ありがとうございます。

○山根委員 すみません、質問よろしいですか。

○向山会長 どうぞ。

○山根委員 先ほどと重複する部分があるかもしれないんですが、意見書の中で指摘をされてます南側道路の西の事故が多発する交差点というのは、場所を教えていただければと思ったんですが。すぐのこの交差点のことでしょうか。

○事務局 意見書の内容につきましては、ご本人に直接確認ができないので、どこの地点ですかというのはお伺いできないんですけども、恐らくこの地点2の交差点のことを指しておられると思われま。

○山根委員 ありがとうございます。地点2っていうのは東側じゃないんですかね。ちょっとどこの場所かは分からないということであればいいんですけども、さっきおっしゃった来退店経路のどこまでを警備されるのかというか、ご覧になるのかということ、範囲はさっきお聞きになっていたと思うんですけども。何かそれに近い、非常にこの計画地に近い地点であれば警備員を配置して、その交差点を警備させるということが可能なのかなと思ったのでお聞きしました。すみません、それだけです。ありがとうございます。

○向山会長 今の件については、恐らくこの回答書の(2)番の2つ目の項目ですかね。「状況に応じて、近隣の交差点等にも整理員を配置することを検討しています」とありますので、西側なのか東側なのかちょっと定かではありませんけれども、いずれにしても敷地近隣の交差点という意味ではどちらも回答書の中ではカバーされているのではないかなというふうに、文言上は解釈してもいいのかなと思っております。

○山根委員 分かりました。ありがとうございます。

○向山会長 ほかにいかがでしょうか。

○上田委員 よろしいでしょうか。

○向山会長 どうぞ。

○上田委員 意見なんですけれども、この住民の方からの意見書、実際に住んでらっしゃる方のご意見ということで、非常に細やかな点がご指摘されてると思います。実際、開店されたときに様々な懸案事項が上がってくるかと思うんですけども、警備員の方であったりとか、この設置者の方以外の関係者の方も対応されるケースになるかと思えます。その際、住民の方、買物客も含めて何か意見があったとき、意見の集約がしにくいケースが多いかと思えます。いわゆる苦情の吸い上げ等のまとめ役のところですね。そういった窓口をきっちりと分かりやすくするような仕組みづくりを設置者の方にはぜひしていただいて、開店後の懸念事項に関してはきっちりとお話し合い、協議なりをしていただけるような体制を取っていただけたらなというふうに思います。以上です。

○事務局 ありがとうございます。設置者からは、この計画店舗の店長、責任者が決まりましたら近隣の住民の方や、周辺の方にも直接ご説明に上がるということと併せて、オープン後にお困り事があれば、その窓口になるような体制も構築するというふうに聞いておりますので、その点につきましては大丈夫かなと思っております。

○上田委員 分かりました。ありがとうございます。

○向山会長 この案件に関しましては、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして、2件目の案件に関してのご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

○川口委員 質問です。この図面3を見て、どこが物販店舗の入り口がよく分からなくて、加えて、立面がこの店舗の立面図なのかっていうのが、立面図は中央突堤と書いてあって、店舗の立面図なのかなと思ったんですけど。

この立面図は正しくないですよ。中央突堤2号上屋って書いてるこの立面図と、そのパースっていうの全く違うような気がするんですけど。これ、既存の建物の立面図じゃないですか、今の。これ、図6の騒音源立面図で、立面図と言えるものが添付されてないので、どういう上屋のものになるのかっていうのは判断できないなと思ひまして。平面図は、今おっしゃってるように、位置関係だけは辛うじて分かるんですけど。なので、光の問題だったり、もろもろのことが判断するのが、この提出図面では判断できないので大丈夫なのかなっていう、要件に満たしているかどうかっていうのだけ確認の質問です。

○事務局 今、正しくないと言われておられるのは、この南面ですとか北面っていうところ。

○川口委員 いや、BMW販売店なのに中央突堤と看板立てるのかと思ひまして。

○事務局 中央突堤の倉庫として既存建物はありますが、今回ここをオープンされる方は、その既存の倉庫をそのまま、内装を改装して、建物としてはこの立面図にある倉庫上のものをそのまま現状使い続けるというふうに聞いています。

○川口委員 ということは、その書類上の不備はないというふうに理解すればいいということですね。

○事務局 そうですね。

○川口委員 分かりました。もう1個、西側にある広場はどういう位置づけでしょうか。

○事務局 併設店舗のところにはカフェが入るということで聞いています。

○川口委員 広場はその横のカフェと一体となった屋外のテラスみたいな、そういう一体利用使用というふうにお考えなのですかね。

○事務局 カフェの隣の広場は開放されたスペースということで提供されておりまして、一般の方にも利用いただけるようなお手洗いですとか、そういったものを設置されると聞いております。

○川口委員 となると、歩行者動線は、東側から物販店舗の中を通過して、カフェに行って、広場に行くというような、真ん中を、建物の中をずどんと行くのか、車路と書いてあるところを通りながらなのか、それともそのもう一つ南側に公共の歩道があって、その奥に公共の広場があるのか。その辺の歩行者動線と、この車の動線の交錯みたいなのが気になったのでご質問しました。

○事務局 南側は開けた通路といいますか、かなり広い敷地になっておりまして、歩行者の方は、計画店舗の車路を通らずに広場ですとかカフェのほうには入ると聞いております。車につきましては、カフェのお客様もこの今回の計画店舗のお客様もこの車路を通過して駐車場に入っていられるということなので、歩行者の方は車路を通らずに利用できるようになっ

ております。

○川口委員 歩行者と車の交錯というのではないように、安全には配慮をお願いします。

○事務局 車路につきましては、壁が建ちますので、その点をご安心いただけたらと思います。

○川口委員 はい、承知しました。

何度もすみません、六甲アイランドの駐車場の台数は8台でしたっけ。

○事務局 はい。

○川口委員 類似施設から算出したという話で、左側の併設施設用の駐車場が8台、店舗用が8台というような設定のされかたですが、六甲アイランド店もカフェが併設されてるのでしょうか。

要は、カフェだけの利用で来る方もいるだろうから、その算出の仕方のあたりが充足できるのかどうかという点が気になったんですけど。

○事務局 六甲アイランド店につきましては、カフェの併設はない店舗になっております。なお、今回の計画店舗の駐車場とカフェ用の駐車場は分けて算出しておりまして、併設施設の駐車台数としましては指針の値を満たしておりますので、届出上は特に問題ないと考えております。

○川口委員 承知しました。

運営上、カフェ用がもしあふれるようであれば、この物販用も使ってもらいながら、あるいはその状況に応じて駐車場が足りないようであれば適切な配慮といいますか、適切な整備を検討されることを併せて申し伝えておければいいんじゃないかなと思います。

○事務局 計画店舗の駐車場が、万が一、不足するような場合につきましては、近くに設置者の関連企業が、同じ海岸通二丁目にジーライオンミュージアムというところがございまして、その駐車場を供用することで対応すると聞いております。

○川口委員 安心しました。

○向山会長 この案件につきまして、いかがでございましょうか。ほかのご意見ございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この審議案件の1と2につきまして、皆様方から多様なご意見を頂戴しましたが、全体的に判断いたしまして、両案件とも届出上は法の趣旨に従って、また、指針を踏まえた内容になっていると判断できるのではないかと考えております。

したがいまして、審議会としましては、立地法第8条4項規定によつての意見は特に述べないこととしまして、先ほど事務局からの説明にございました最初の案件については、4点、2番目の案件につきましては、3点の意見を申し添えたいと思いますが、この結論でよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、今申しましたように、当審議会における特段の意見は有しないものとしまして、付帯意見を、最初の案件は4点、2番目の案件については3点を申し添えるということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○向山会長 それでは、後半は議事3、4の2件でございます。最初は「ロイヤルプロ住之江公園」の新設に関する案件でございまして、最後の案件が「ニトリ阿倍野店」の新設案件

でございます。

それでは、まず、2件につきまして、事務局からの説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それではまず、「ロイヤルプロ住之江公園」の新設について、ご説明いたします。

本件はOsaka Metro四つ橋線住之江公園駅から120メートルの住之江区南加賀屋一丁目に新設するとして届出があったものです。周辺地図はご覧のとおりになっております。

設置者・施設等の概要ですが、店舗面積は2,406平方メートル、設置者及び小売業者はロイヤルホームセンター株式会社となっております。販売する物品は主に建材・DIY用品等、用途地域は第一種住居地域、建物構造は鉄骨造、地上2階建て、令和4年4月4日に届出があり、新設予定日は令和4年12月5日となっております。

次に、周辺の状況といたしまして、まず計画地の南西側から撮影した写真です。

続きまして、西側道路を南向きに撮影したものです。

続きまして、西側道路を北向きに撮影したものです。

次に、1階平面図ですが、駐輪場、駐車場、荷さばき、廃棄物等保管施設の場所をお示ししております。駐車場は39台を確保します。駐輪場は86台、そのうち5台分が原動機付自転車となっております。荷さばき施設は36平方メートルを設置、廃棄物保管施設は18.1立方メートルを設置します。

次のページは今ご説明させていただきました各施設を一覧表としております。

次に、施設の運営方法についてですが、小売業者の開閉店時刻は6時30分から20時30分まで、駐車場の利用時間帯は6時から21時まで、駐車場の出入口の数及び位置は敷地の西側に出入口1か所となっております。荷さばき施設の使用時間帯は6時から翌3時までとなっております。

次に、駐車場・搬出入車両出入口付近の写真ですが、建物西側道路から南向きに撮影したもので、左折イン、左折アウトとなります。

次に、店舗面積について、1階の小売店舗面積は1,193平方メートルとなっております。2階の小売店舗面積は1,213平方メートルとなり、合計2,406平方メートルとなっております。

続きまして、必要駐車台数についてですが、指針による小売店舗の必要駐車台数は81台となります。ただし、建物全体の駐車台数は39台となっており、この算出にあたっては、類似既存店舗実績を使用しております。まず、小売業者の既存店舗のうち、計画店舗と類似性が認められる3店舗を選定し、実態調査を行いました。

次に、必要駐車台数を算出するA、B、C、D、Eの各項目について、3店舗の実績で必要駐車台数が増えるほうに働く値を採用し、その算出結果である39台を小売店舗用として確保して、必要駐車台数を満たしております。

続きまして、来退店車両経路はご覧のとおりです。全ての地点において、開店後の交差点需要率は全て基準の0.9を下回っております。

続いて、騒音関係ですが、騒音発生源となる設備の稼働時間については、キュービクルが24時間稼働しており、空調機室外機と排気ファンは6時から21時まで稼働、排気ファンの一部は24時間稼働しております。発生騒音の予測・評価については、店舗周辺には住居が存在

しないことから、行っておりません。

廃棄物の保管容量については18.1立方メートルとなっており、指針値11.19立方メートルに対して、容量を満たしています。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況ですが、令和4年4月22日から令和4年8月22日までの4か月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

本市意見案の検討状況についてご説明いたします。本市関係省等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など、交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案につきましても、意見なしとの取りまとめを行っております。付帯意見案といたしまして、先ほどの案件と同様に①から③の3つの付帯意見の取りまとめを行っております。

続きまして、「ニトリ阿倍野店」の新設についてご説明させていただきます。本案件はOsaka Metro御堂筋線西田辺駅から200メートルの阿倍野区長池町に新設するとして届出があったものです。周辺地図はご覧のとおりとなっております。

設置者・施設等の概要ですが、店舗面積は6,844平方メートル、設置者及び小売業者は株式会社ニトリとなっております。販売する物品は主に家具・インテリア用品、用途地域は商業地域、建物構造は鉄骨造、地上3階建て、令和4年6月6日に届出があり、新設予定日は令和5年2月7日となります。

次に、周辺状況といたしまして、まず、計画地の南東側から撮影した写真です。

続きまして、北側道路を西向きに撮影したものです。

続きまして、北側道路を東向きに撮影したものです。

続きまして、南側道路を西向きに撮影したものです。

続きまして、南側道路を東向きに撮影したものです。

続きまして、東側道路を南向きに撮影したものです。

続きまして、東側道路を北向きに撮影したものです。

次に、1階平面図ですが、自動二輪車駐車場、駐輪場、荷さばき、廃棄物等保管施設の場所を示しております。自動二輪車駐車場は5台となります。駐輪場は180台、そのうち8台分が原動機付き自転車となります。荷さばき施設は84平方メートルを設置、廃棄物等保管施設は27立方メートルを設置します。

続きまして、3階平面図ですが、駐車場の場所を示しております。駐車台数は86台を確保します。

続きまして、R階平面図ですが、同じく駐車場の場所を示しております。ここでの駐車場は83台を確保します。

次のページは今ご説明させていただきました各施設を一覧表としております。

次に、施設の運営方法についてですが、小売業者の開閉店時刻は9時から21時まで、駐車場の利用時間帯は8時30分から21時30分まで、駐車場の出入口の数及び位置は敷地の東側に出入口1か所となっており、荷さばき施設の利用時間帯は6時から21時までとなっております。

次に、駐車場出入口付近の写真ですが、建物東側道路から西向きに撮影したもので、左折

イン、右折アウトとなります。

次に、搬入出車両用出入口付近の写真ですが、建物南側道路から北向きに撮影したもので、左折イン、左折アウトとなります。

次に、店舗面積について、1階の小売店舗面積は3,422平方メートルとなっております。2階の小売店舗面積は3,422平方メートルとなり、合計6,844平方メートルとなっております。

続きまして、必要駐車台数についてですが、指針による小売店舗の必要駐車台数は114台となります。指針値114台に対して、届出台数は169台となり、指針値を満たしております。

続きまして、来退店車両経路はご覧のとおりです。地点において、開店後の交差点需要率は基準の0.9を下回っています。

続いて、騒音関係ですが、騒音発生源となる設備の稼働時間については、空調室外機が8時30分から21時までと、21時30分まで稼働するものがあります。有圧換気扇が8時30分から21時までと24時間稼働するものがあります。排気ファンが24時間のもの、8時30分から21時までのものと21時30分まで稼働するものがあります。発生騒音の予測評価について、予測地点の設定はそれぞれ店舗周囲10地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真が24ページから27ページとなっております。

次に、各予測地点の昼間の騒音レベルの予測結果と、次のページが夜間の等価騒音レベルの予測結果となっており、ともに環境基準を満たしております。

また、夜間の騒音レベルの最大値の予測結果も規制基準を満たす結果となっております。

廃棄物の保管容量について、27立方メートルとなっており、指針値26.8立方メートルに対して、容量を満たしています。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況ですが、令和4年6月17日から令和4年10月17日までの4か月間行いましたところ、意見書の提出がありました。お手元の「ニトリ阿倍野店新設の届出に対する住民等意見書の概要」をご覧ください。

ご意見は「店舗からの退店車両は府道大阪港八尾線に向かうことを徹底してほしい。大量の車両が北側に向かい長池町内の生活道路を通行することになると、静かな長池町の環境が破壊されてしまう。そのような事態にならないよう、複数の交通整理員等による誘導を徹底してほしい。」というものであり、この意見に対する設置者からの回答としまして、「退店車両に対しては、出入口に右折出庫を案内する案内看板や右折矢印の路面標示を行うとともに、店内出入口に経路図を提示し、退店車両に対して右折出庫のご協力を案内します。

また、オープン時や繁忙時には、交通誘導員を配置し、退店車両の右折出庫を誘導します。

なお、開店後において、左折で出庫し、長池町内を通行する車両が多く見られる場合には、改めて対策を検討します。」との回答を得ています。

続きまして、本市意見案の検討状況についてご説明いたします。本市関係所属等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案につきまして、意見なしとの取りまとめを行っておりますが、付帯意見としまして、先ほどまでの案件と同様の①から③の3つの付帯意見を取りまとめ、行っているところでございます。

以上、議事3の「ロイヤルプロ住之江公園」及び議事4の「ニトリ阿倍野店」の説明となります。

皆様からのご意見、御質問を頂戴するに先立って、本日ご欠席の菅原委員より事前にいただいた質問と回答のほうをご紹介させていただきます。

「ロイヤルプロ住之江公園」に係るご質問といたしまして、「騒音予測なしは自治体によるかと思いますが、大阪市としては、念のため、敷地境界で基準を超えているかなどの確認が必要でしょうか。」と頂戴いたしました。回答といたしましては、「計画地北側及び東側は大阪府営公園（住之江公園）となり、南側は神社（大阪護国神社）、西側は府道29号線（新なにわ筋線）を挟んで、競艇場（住之江ボートレース場）であり、店舗の周辺一帯において、現状、住居等が立地していないことから、騒音予測は不要としております。なお、公園事務所及び神社の所有者へ設置者側よりヒアリングを行い、将来的にも住居等が立地する計画がないことを確認しており、将来、計画地周辺において、住居及び居住可能施設等が立地した場合においては、適切に対応することの書類を設置者より提出いただいております。」とお答えしております。

また、ニトリ阿倍野店に係るご意見、御質問はございませんでした。以上となります。

○向山会長　それでは、まずは3つ目の案件でありました「ロイヤルプロ住之江公園店」に関するご意見、ご質問を頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。

○北野委員　駐車場の運用についてお聞きします。この周辺を見ますと、ボートレース場や住之江公園の中に野球場や神社があったりということで、周辺に多数の方が訪れてくることが予想される地域ではないかなと考えております。

ボートレース場の利用者につきましても、レースの開催時には、周辺の有料駐車場も見つけるのが難しいような状況も場合によっては生じるのかなと認識しておりまして、このロイヤルプロの駐車場に店舗を利用されない方が停めるようなこととか、利用されたとしても、長時間駐車されるようなことがあると、場合によっては、駐車台数、想定されてる以上の車が来ることになったり、入り切れない車が道路を塞ぐようなことも懸念されるころかなと考えております。その辺りの問題につきまして、店舗の設置者のほうで検討されていますでしょうか。

○事務局　計画店舗の駐車場の台数につきましては、お店のお客様の利用の台数として算出しておりますので、仮にボートレースの開催日に、この店舗を利用されない方が駐車されてるとなりますと、逆にその方に、駐車をやめていただくような対策を店舗としては取るようになるのではないかと考えております。

また、開店後に万一、この店舗を利用されるお客様の駐車台数が不足するというようなことがあった場合は、施設周辺で臨時駐車場や提携駐車場を確保するというような対策はされると聞いております。ただ、それはあくまでもこのロイヤルプロを利用されるお客様についての駐車場確保となっております。

○北野委員　現時点ではもう店舗を利用されない方の駐車に対する対策とか、計画っているのは、あるのかどうかとか、それは今後状況を見て検討されていかれるのか、その辺りは何かお聞きになってることあるんでしょうか。

○事務局 恐らく、オープン後に問題が生じた場合は、お客様にご迷惑をおかけしないということで対策を講じることにはなるかと思えます。

○北野委員 分かりました。ありがとうございます。

○川口委員 1点だけ。

○向山会長 よろしくをお願いします。

○川口委員 出入口の安全の確保のお願いなんですけど、パワーポイント資料の10ページのところを見ると、入り口の部分に低木と街路樹があって、視距が確保しづらい、あるいは見づらい部分が多分出てくると思えますので、専門上、あんまり街路樹とか低木、切ってほしくないんですが、やはり一方で、入退出で視距が確保できないのであれば、思い切って飛ばすことも必要かなと思えますので。低木が今は比較的管理されてるんですけど、茂ってる時、あるいは横から雑草が出てくると見えなくなってくるので、切ってほしくないんですけど、その辺りだけ安全の確保をお願いします。

○川口委員 あと、もう1点気になるのが、道路から店舗に入るの、店舗からすると道路側が表で、公園のほうは裏側になりますよね。でも公園側からすれば、公園のアクティビティーのある広場がそちら側に面してるので、公園側からすれば、そちらが表になるんですよ。だから店舗の裏側だけでも、公園からしたら、裏側が表側になってくるので、裏に対する配慮も、法的な話ではないんですが、利用者の快適性というかの観点からいうと、裏側だからと思わないで、公園としては表側やというような意識を持って、整備されること、あるいは管理されることを期待します。立地法とは関係ないかもしれないですけども。

○事務局 ご意見いただいたということで設置者には申し伝えをいたします。

○川口委員 すみません。

○山根委員 よろしいですか。

○向山会長 どうぞ。

○山根委員 この敷地は公園の敷地ではなく、もともと林地だったところなんですか。

○事務局 もともとは大阪護国神社の駐車場があったところに建設されます。

○山根委員 ありがとうございます。既に以前にも一定、車の多分出入りがあったということであれば、大丈夫かなと思ったんですが、駅の方面から、この計画地の奥に野球場の施設などがありますので、徒歩だったり、あるいは自転車だったり、何かこの野球場を利用される方もいらっしゃるのかなと思ひまして、やはり先ほど川口さんもおっしゃったように、車の出入りのところで十分に注意していただければなというふうに思いました。以上です。

○事務局 ありがとうございます。

○向山会長 どうぞ。

○上田委員 車の出入りの注意が必要だということで1点、事前に頂いた資料のほうには、駐車場出入りにおける交通整理、整備員の有無のところがないとなっております。これはもうオープン当初は多少は整備員の方はいらっしゃるという認識でよろしいのでしょうか。

○事務局 届出書に交通に関する事項ということで、来退店車両ですとか、搬出入車両の入出庫時においては、適宜従業員による誘導を行いますとありますので、オープン時ですとか、繁忙時には交通整理員を配置するというので設置者から回答いただいています。

○上田委員 分かりました。歩道が割と広いようですので、車の出入りのときに、自転車や歩行者の方の安全を確保するのに、望めば常時いらっしゃるのが一番いいのかなっていう気がします。以上です。

○事務局 ありがとうございます。

○向山会長 ありがとうございます。僕も1点だけ確認したいですけど、資料見てなぜこの数値になるのかなっていうのがしっくりこないの、ちょっと専門の委員の先生含めて教えていただきたいんですが、駐車台数なんですけど、指針は81台と出ていまして、必要駐車台数の計算を類似店舗の調査データを基にして、A、B、C、D、Eの各項目について、類似店舗の最大値をそれぞれピックアップして算出した結果、39台だということでしたよね。これは最大値を取られてるということで、そういう意味では、より余裕を持って39台に設定されてるというのは分かるんですけど、事前にもらってる資料の届出書の中に、京都府の醍醐店と横大路店、兵庫県の伊川谷店を類似店舗として指針駐車台数と最終的な設置駐車台数が数字が一番下の欄に載ってるんですけど、類似店舗3店舗のうち、京都府の2店舗については、最終的には指針台数の約7割の実数値になってるんですけど、計画店舗については、80台の50%ぐらいですよ。片や伊川谷店については、3倍になってるんですよ。業態は同じはずですので、何でしょうね、立地によるのか、この差がなぜ出てきているのかよく分からないんですけど、この今回の案件が39店舗という指針値に対する約50%弱ぐらいの数字に収まった秘密が、何かもし分かれば教えていただきたいんですけども。

○事務局 まずこの3店舗につきましては、ロイヤルプロという専門的な商品を販売する店舗を類似店舗として3店舗ピックアップしています。

まず、醍醐店につきましては、指針値の台数としましては77台のところは53台になっている。横大路店については107台のところは73台としている。伊川谷店については、46台のところ、138台、およそ3倍程度確保しているというふうになっておりまして、まずこの伊川谷店につきましては、今の立地法が施行される前の旧法の時代に届出をされております。この店舗の駐車マスが138台となっております、その台数をすべて届出しているという状況でございます。この伊川谷店は、現在、利用実態に合わせて届出の駐車台数を減少する届出をされる予定と聞いております。

京都府の醍醐店につきましては、ここも届出をする際に、類似店舗の実績を使って算出しているんですけども、この設置駐車台数の53台というのが、この醍醐店の駐車マス全てが53台となっております、実態の類似店舗で算出すると53台よりも少ない台数にはなるんですけども、駐車マス全てを届出しており、53台となっております。

横大路店につきましても、類似店舗の実績を使って届出台数を算出されており、算出した73台を駐車台数にしております。類似店舗ということではあるんですけども、それぞれ7割ですとか、今回でしたら5割というところもあるんですけども、駐車台数を算出するに当たりましては、用途地域ですとか、店舗の立地する人口ですとか、あるいは駅からの距離ですとかによって、立地によって積算が変わってきますので、その辺りで少し差が出てくるということもございます。

○向山会長 今回の説明、住之江公園店は現在、類似店舗を基にして39台になってますが、

実際にはこれよりも減るとおっしゃいましたか、増えるとおっしゃいましたか。

○事務局 減少するというのは、伊川谷店が今後減少の届出を予定しております。

○向山会長 138台が減ることですね。

○事務局 はい。

○向山会長 そっちは算出根拠も違うので、いいんですけど。なるほどね。これ恐らく同じお店の同じ業態ですから、京都府の2店舗もこのA、B、C、D、Eの値については、多分最大値を取っておられるはずですよ、恐らくね。

○事務局 届出のときには、そうしているのではないかと。直接聞いてはないんですけども。

○向山会長 分かりました。数字上はそうすると問題はないということなので、何も言うことはないのですが、何となくしっくりこないという気はするだけの話です。

それでは、3つの審議案件3については、ほぼ意見を頂戴したと思いますので、最後のニトリ阿倍野店につきましてのご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでございましょうか。

じゃあ僕からすみません、1点だけ確認なんですけど、住民の方からの意見書にもあるように、左折出庫した車が長池町内をぐるぐる回らないように徹底してほしいというご意見があって、それ事前説明のときに地図で確認した段階では、そもそも左折すると袋小路になって、一方通行がかち合ったりして、ルートがないのではないかとというようなことで終わってたと思うんですけど、これは実際には抜けることは可能なんですね。

○事務局 抜ける先はございますが一方通行が多いので、住宅街の細い道を一方通行で回られるような経路になります。

○事務局 図2の周辺見取り図を見ていただくと計画店舗を左折出庫しますと、グラウンドがあり、長池公園の道路に出ていくんですけども、長池公園の横のJR阪和線に沿って北上する道を進みます。

○向山会長 あれは抜けれるわけですね。

○事務局 そこは抜けることができます。

○向山会長 どっかで左折したりしないと駄目なんだ。

○事務局 はい。左折ですとか、真っすぐ行ったりですとか。

○向山会長 それを懸念されてるわけですね。

○事務局 そうです。

○向山会長 なるほど。分かりました、すみません、ありがとうございます。

○山根委員 ちょっとじゃあいいですか。

○向山会長 どうぞ。

○山根委員 すみません、ちょっと退店時の右折出庫を徹底しますという回答書がございましたけれども、届出書には出入口に対して警備員さんがもともと1人って書かれていたんですが、車線またいで誘導しないといけないんですかね、右折で出ていくということは。あんまり交通量が多くないのかもしれないんですけども、入店車と出ていく退店される方と両方1人で見るといのが、ちょっと人数的に大丈夫なのかなと思ったので、その辺りはもう少し場合によっては検討されるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 右折アウトということもございますので、オープン後に、駐車場の来退店に關しまして、問題があったときには対応するというで聞いております。

○山根委員 ありがとうございます。

○向山会長 ほかはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、審議案件3と4に關しまして、ご意見頂戴しました限りにおきまして、両案件とも届出上は法の趣旨に沿ったものであり、指針を踏まえた内容であると判断することができるのではないかと考えます。したがいまして、審議会としましては、立地法8条4項の規定による意見については、特に述べないこととして、事務局の説明にございましたように、付帯意見として、両案件とも3点を申し添えるということにいたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、両案件ともに審議会としては特段の意見を有さないとして、付帯意見3点をそれぞれに申し添えさせていただくことにします。

以上で新規案件に關する審議を4件終了しまして、続きまして、報告案件、軽微な変更に係る手続状況等についての説明を事務局からお願いします。

○事務局 それでは、軽微な変更に係る手続状況等について、報告案件としまして、1件、マルヤス都島店の廃棄物等保管施設の移設についてご説明いたします。

本報告案件の取扱いは経済産業省令に定める軽微な変更該当することから、本市においては、審議会における調査審議を省略させていただきます。本件はOsaka Metro谷町線都島駅から950メートル、所在地は都島区友渕町一丁目8-26他です。設置者及び小売業者は株式会社マルヤスとなっています。用途地域は準工業地域、令和4年6月3日に届出があり、変更日は令和4年6月30日です。

3ページ目が変更内容となっております。変更前は荷さばき施設の東側に位置していた廃棄物等保管施設を変更後は荷さばき施設の南側に移設しています。容量についての変更はございません。

縦覧期間は令和4年6月17日から令和4年10月17日、住民意見なし、本市意見なしとしております。軽微区分は廃棄物等の保管施設の位置の変更で、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して、変化しないと認められるものとしております。以上で報告を終わります。

○向山会長 ありがとうございます。

それでは、本日4件の新設案件がございましたが、それぞれについて、議論いただきましたような方向で今後、市長に対する意見具申の文案を作成し、それを基に市長に意見を具申してまいりたいと思っております。

以上、審議以上のとおりでございます。ありがとうございました。

閉会 午後4時00分